

組合員証(保険証)を確認してください

認定記入例

# 被扶養者【認定・取消】申告書

(公立学校共済組合大阪支部 第0.4)

資格喪失証明書交付

\*認定申告の場合↓「被扶養者個人番号報告書」を添付。(出生の場合は後日提出可)

組合員証記号番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名
公立阪 1 2 3 0 1 2 3 4 5 6	共済太郎	0 7 7 7 1 2	大阪市立 谷町中学
被扶養者氏名	生年月日	性別	年齢
ふりがな きょうさい こまち 漢字 共済小町	3.昭和 4.平成 5.令和 4年10月5日	男 女	0
就業の有無	職業	職業	年間所得種計額
有	なし	なし	0円
被扶養者の要件を備えた又は要件を欠くに至った年月日及びその理由	平成4年10月5日 令和 理由		
扶養手当	有 無		
	給与事務担当者名 吉村		
手当が無の場合の理由	1.本人が手当対象外の職種 2.被扶養者が対象外の続柄・年齢 3.その他		
基礎年金番号(配偶者の場合のみ)	認定区分	要件区分	普通:1 特別:2
〒 540 - 8571	日	3	

認定申告の場合は記入不要

要・不要  
健康保険証の写しを添付書にする取消申告の場合は、(書は原則発行しません)

続柄は2桁の数字で記載してください

申請時点の年齢を記入してください

出生

扶養手当の対象となる方は所属所において先に扶養手当の申請手続きをしてください。手当の受給対象であるのに受給せず、健康保険上のみ被扶養者として認定を受けることはできません。

手続きの時期によっては要件を備えた日を認定日(保険証が使えるようになる日)とすることができない場合があります。手続きの日付には十分注意してください。

・組合員本人の就職に伴う申告の場合は、「本人の新規資格取得」と記入してください。  
・既に公共済に加入していた方で、扶養家族の認定を受けていたが、本人の異動等により本人に新たな組合員証が交付されたことに伴う申告の場合は、「継続」と記入のうえ旧被扶養者証を併せて返却してください。

上記のとおり申告します。  
公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 4年 10月 11日

組合員氏名 共済太郎

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

所属所名 大阪市立 谷町中学校

所属所受理日 令和 4年 10月 13日

所属所長名 校長 梅竹 鶴松

電話番号 06-1234-5678

共済組合使用欄(第3号資格発生日)	年 月 日	事実発生から所属所受付日 (30日以内)	二審
共済組合使用欄(第3号資格発生日)		共済組合受付日	

(※)受付印については、所属所にて受付印(又は)公印を押印してください。

申告は、事実発生後に所属所を通じて提出してください。添付書類等は「教職員のための共済のしおり」またはホームページを確認してください。

\*認定する場合⇒被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受付日となる場合は、所属所受付日が認定日となります。また、所属所受付日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。この場合、認定日までの医療費については自己負担となります。

\*取消する場合⇒認定要件を欠くに至った場合は、速やかに申告し、組合員被扶養者証等(☆)を返却してください。

\*共済組合使用欄は、記入しないでください。(☆)高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を含む。但し、交付者のみ。